

お客様各位

2019年1月
富士通エフ・アイ・ピー株式会社

消費税率引上げに伴う弊社の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
ご承知の通り、消費税率が2019年10月から10%へ上げられます。
今後の消費税率の引上げに対する弊社の取り扱いにつきまして、下記の通りお知らせいたします。ご理解賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 消費税率の取り扱い

消費税率は、商品・サービスが提供完了した時点を基準として、法定税率を適用させていただきます。

2. 契約締結済みのお取引について

契約締結済みのお取引については、契約書中の記載内容にかかわらず、商品・サービスのご提供時期が2019年10月1日
以降にかかる場合、経過措置が適用されるものを除いて、新税率にてご請求させていただきます。

3. 軽減税率制度について

2019年10月1日からの消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度（特定の品目に対して消費税を軽減する）が
実施されますが、本件のお取引におきましては、軽減税率の適用はございません。

以 上